平成30年9月12日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)															
	1番	向	井		正	2番	吉	田		豊	3番	田	中	静	雄
出席議員	4番	碇		勝	征	5番	漆	原	悦	子	6番	井	上	正	宣
(10名)	7番	吉	富		隆	8番	大	Ш	隆	城	9番	原	田		希
	10番	寺	﨑	太	彦										
欠席議員 (0名)															
	町		長	活	演	勇	平		副	町	長	森			悟
地方自治法 第121条の	教	育	長	野	; []	敏	雄		会計	管理	者	森	園	敦	志
第121条の 規定により	総系	务 課	長	髙	i 島	浩	介		まち・ひる	と・しごと創	生室長	河	上	昌	弘
説明のため	財政		長	坂	井	忠	明		建;	没 課	長	三	好	浩	之
会議に出席		課長		日	髙	泰	明		住!	民 課	長	福	島	敬	彦
大概に田州 した者の職	健康	福祉調	果長	江	島	朋	子		税系	务 課	長	小	野	清	人
氏名	教育委員	員会事務	局長	吉	: 田		淳		生涯	学習課	長	矢重	助丸	栄	<u> </u>
	文(と 課	長	中	島		洋								
職務のため 出席した 事務局職員	議会	事務周	—— 号長	=	富	哲	次		議会	事務局係	—— 系長	江	﨑	智	恵

議事日程 平成30年9月12日 午前9時30分開会 (開議)

日程第1	議案審議	
	議案第30号	上峰町税条例等の一部を改正する条例
日程第2	議案第31号	平成30年度上峰町一般会計補正予算(第2号)
日程第3	議案第32号	平成30年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第4	議案第33号	平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第5	議案第34号	平成30年度上峰町土地取得特別会計補正予算(第1号)
日程第6	議案第35号	平成30年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)
日程第7	議案第36号	平成29年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第8	議案第37号	平成29年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
		について
日程第9	議案第38号	平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
		定について
日程第10	議案第39号	平成29年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定につ
		いて
日程第11	議案第40号	平成29年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定
		について
日程第12	議案第41号	動産の買い入れについて
日程第13	議案第42号	上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第14	議案第43号	上峰町教育委員会委員の選任について
日程第15	議案第44号	三養基西部土地開発公社定款の一部変更について

午前10時 開議

〇議長 (寺﨑太彦君)

皆さんおはようございます。まず最初に、本日の開会がおくれましたことに対しまして、 傍聴者の皆様と執行部の皆様におわび申し上げます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第30号

〇議長(寺﨑太彦君)

日程第1. 議案審議。

議案第30号 上峰町税条例等の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺崎太彦君)

ないようですので、議案第30号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第31号

〇議長(寺﨑太彦君)

日程第2. 議案審議。

議案第31号 平成30年度上峰町一般会計補正予算(第2号)。

これから質疑を行います。

〇2番(吉田 豊君)

6ページ、地方債の補正でございますが、臨時財政対策債、これは聞くところによると交付税の不足分を臨時財政対策債で、地方債で賄って、それを翌年度以降の交付税に算定して、 実質国が補塡するというふうに概略聞いてますが、それで間違いないのか。この臨時財政対 策債について、詳しく説明をお願いしたいと思います。

次に、5ページ中ほどです。款の16. 財産収入ですが、不動産売払収入で2,832千円の計上がなされておりますが、どこの不動産を、地目、地番、面積で示していただきたいと思います。

次に、11ページ、農業振興費、一番下です。負担金、補助金ということで、農地・水・保全管理資金補助金6,175千円ですが、これについては、どこの保全管理資金で、どこの集落に流すのかを、補助金として交付するのかをお尋ねいたします。

それと13ページ、一番下の施設整備費、中学校の施設整備費で、中学トイレ洋式工事設計業務委託で1,100千円の計上がなされておりますが、ことしの異常高温に皆さん大変御苦労なさったと思いますが、中学生の保護者の方からですね、教室が暑過ぎてできないと、勉強が身に入らんというふうな苦情が寄せられたわけですが、小、中学校を含めて冷房装置の運用状況といいますか、教室の温度を何度に設定してるのかということでお尋ねをしたいと思います。

それから14ページ、款の11. 災害復旧費で、農林施設災害復旧で、これは説明を受けたと思いますが、ちょっと聞き漏らしておりますので、3,700千円の農林施設災害復旧の現場をお示しいただきたいと思います。

次のページの15ページも一緒ですが、公共施設災害復旧費の工事請負費14,300千円の各現場についての工事費をお示しいただきたいと思います。

14の予備費4,913千円、予備費として計上されておりますが、当初で20,000千円予備費として承認をしておったと思いますが、24,000千円の予備費の充当先、何か予定があっての組み替えなのかをお示しいただきたいと思います。

以上で終わります。

〇議長(寺﨑太彦君)

済みません、吉田議員、13ページの小学校、中学校トイレの中で空調のお話を聞くのは。

〇2番(吉田 豊君)

関連でできんですか、中学校関係。

〇議長(寺﨑太彦君)

議案審議ということで。

〇2番(吉田 豊君)

はい、じゃ、わかりました。これは、じゃ、取り消します。

〇議長(寺﨑太彦君)

執行部答弁。

〇財政課長 (坂井忠明君)

皆さんおはようございます。私のほうからは、吉田議員の御質問でございます。

まず7ページ、臨時財政対策債、こちらのほうの説明と……(「6やろ、ページ6やろ。 今、課長、7ページと言うたろう」と呼ぶ者あり)失礼しました、6ページですね。臨時財 政対策債、こちらのほうの補正、臨財債の意味ということで御質問を受けております。

臨時財政対策債と申しますのは、地方の一般財源の不足に対処するために、地方財政法第 5条の特例として定められたものでございまして、その発行可能額と申しますのは、その地方公共団体の財源不足額及び財政力を考慮して算出されるものでございます。普通交付税の算定とこちらのほうを合わせて算定されまして、議員おっしゃるように、そちらのほうの元金、また利子の償還につきましては、翌年度以降の交付税の算定の際にそちらのほうが算入されるという仕組みで、後払いみたいなイメージで思っていただければ結構かと思います。そちらの算定につきましては、県のほうのヒアリングを受けて算定結果がうちのほうに示されるものでございます。

引き続きまして、次に説明書の5ページ、財産収入、こちらのほうの内容ということでございますが、まず、こちらのほうの財産収入のほうの相手方につきましては、株式会社コガ食品さん、開発を井手口地区のほうで行われた方でございまして、また、土地の表示につきましては大字坊所字三本谷、地番のほうが2348番の4、こちらのほうは、地番のほうが分合筆を行われておりません。ひょっとしたら変わってることもあるかと思いますが、契約時におきましては先ほどの地番でございます。地目については宅地。面積につきましてが199.86平米。こちらのほうになります。

引き続きまして、一番最後でございますかね。予備費、こちらのほうの使用状況ということになるかと思いますが、当初20,000千円の当初予算を組んでおりまして、まず、4月に土地改良関係の分として12,196千円の予備費の充用をしております。続きまして、7月に災害

復旧関係、こちらのほうで4,717千円、続きまして、8月に小学校の熱中症対策といいますか、空調機の不調を補うものとして、その経費として1,000千円を充用いたしておりましたので、合計で17,913千円、こちらのほうが今回の補正予算前の予備費の実額となっております。ですので、こちらのほうに4,913千円を補正することによりまして、7,000千円規模の予備費の水準を維持したいというようなものでございます。

私のほうからは以上でございます。

〇議長(寺﨑太彦君)

執行部答弁お願いします。

〇産業課長(日髙泰明君)

おはようございます。私のほうから、11ページの歳出、6.農林水産業費、1.農業費、19節の農地・水・保全管理資金補助金につきまして、どこの保全管理で、どこの集落に流すのかにつきまして答弁させていただきます。

国、県の農地・水事業の対象から外れた大字堤の対象地の保全管理につきまして、農振農 用地区域——青地ですが、青地が対象になりますので、青地が所在する屋形原、船石、塚原、 堤、切通の地区が母体となる組織が対象となるところです。

以上です。

〇建設課長 (三好浩之君)

私のほうからは、農林災害及び公共災害について説明をさせていただきます。

まず、農林災害復旧事業費3,700千円の内訳ということでございますけれども…… (「ちょっと待って。ページば言うて、ページば」と呼ぶ者あり) 14ページですね。14ペー ジー番下、下段のほう、款の11で災害復旧費のところですね、農林施設災害復旧工事3,700 千円。内訳でございますけども、鎮西山内にあります林道鳥越線、こちらの災害復旧が183,600 円。続きまして、広域基幹林道九千部山線、こちらのほうが箇所数が5カ所ございまして、 500千円が4カ所、それと1,000千円が1カ所、林道屋形原線、こちらが494,640円。以上合 計で3,678,240円となりますけども、切り上げて3,700千円の予算補正をお願いしております。 続きまして、ページ15ページ、上のほうでございます。同じく款の11. 災害復旧費の公共 施設災害復旧工事費14,300千円でございます。鎮西山、五万ケ池駐車場西側のり面、こちら が2,052千円。続きまして、太古木保存施設北側ののり面復旧ということで108千円。続きま して、鎮西山南登山道、入り口のところでございます。こちらが507,600円。続きまして、 鳥越地区農業用排水路、こちらは法定外公共物になっておりますので、名称は法定外公共物 となります。こちらが500千円。高速側道線の路肩64,800円。あと、道路の路肩のり面とい うことで、町道坊所線及び町道中村東西線、農道中村1号線、こちら合わせまして全てで 885,600円。続きまして、鎮西山北登山道、路肩の方向でございます。2,872,800円。続きま して、鳥越川左岸、鳥越公民館の裏側でございます。280,800円。続きまして、東部緩衝緑

地ですね、こちらが3,000千円。最後でございます。切通東普通河川ということで、JA段ボールのグラウンド東側の法定外公共物でございます。こちらも4,028,400円。こちら合計しまして14,300千円となっております。

以上です。

〇2番(吉田 豊君)

じゃ、重ねてお尋ねしたいと思いますが、まず、財政課長の先ほどの臨時財政対策債のところなんですが、一応わかりましたが、これについては、何年で地方自治体に払われるのかですね。翌年度一括して払われるんじゃないでしょう。何年かに分けてずっと払うわけでしょう。だから、何年で総額間違いなく入ってくるのかどうか。国もなかなかけちたれやけんですね、時々ごまかして少のう交付されたりなんたりせんごと、ちょっと確認をしたいと思うんですが。臨時財政対策債は何年で間違いなく入っているかどうかということをお尋ねしたいと思います、再度ですね。

それから、不動産収入についてはわかりました、売払収入はわかりました。

次に、農業振興の負担金、補助金なんですが、国、県の補助事業から引き外れた大字堤ということなんですが、私の記憶にあるのはですよ、本来、国が農地・水の補助金交付要綱をつくった場合、それに対象になる農家というのは、本来、補助金をもらう国民の権利としてあるわけですね。外れた理由が何なのか。本来、新しく農地・水関連の集団組織をつくって申請すれば、以前の、表現は悪いんですけど、不正受給をされた大字堤の団体というのは、不正ということで補助金返還も請求されたと思うんで、その団体と別個につくったら、当然、その団体は、国、県の補助事業対象者として集落営農を認められると思うんですが、何で認められないのかなと。そういう手続をとった上で認められなかったから町で面倒を見ようということなのか。そこのところを詳しく御説明をいただきたいと思います。

それと、災害復旧は、農林はわかりましたが、公共施設の東部工業団地のところののり面で3,000千円ということで説明を受けたんですが、町長の自宅の前の東洋空機の敷地んとこですかね。あそこは、ちょっと見るところ、私は東洋空機の敷地内じゃないかなと思うんですが、どこの管理になっておるかを再度お尋ねしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

〇財政課長 (坂井忠明君)

吉田議員のほうの臨時財政対策債に関する御質問の答弁になります。

臨時財政対策債につきましては、通常20年の償還期間となっております。貸し付け条件によって20年とか25年とかございますが、今現在は大体20年でなっております。その20年間でその土地に支払う分を交付税のほうに基準財政需要額のほうで算定をいたしますので、その20年間見ていただくというような形になります。

以上です。

〇産業課長(日髙泰明君)

農地・水・保全管理資金補助金につきまして、本来、対象農家が権利としてあるというふ うなところで不正受給手続をとったかというふうなところでお答えいたします。

農地・水活動の事業につきましては、対象農地で事業の計画を出すところで申請を出し、 それに基づいて事業計画に基づきまして事業を行っていくところですが、この事業の計画は 5カ年で計画するようなところでされておりまして、前、お言葉のところの不正受給を行っ た団体については、平成30年度まで事業計画の期間があるところです。

町といたしましては、不正受給としまして受給を差しとめておるところですが、国、県と協議をする中で、国、県は活動の大まかなところの趣旨的なところは行っていたんじゃないかというふうなところで、協議のほうは平行線のところがあります。そういったところでありまして、30年度まで事業期間があるところの補助金について新たなる申請の手続ができないところでありまして、30年度、今年度以降はですね、新しく手続をするところで計画も立てておりますが、そういったところのところもありまして、地区からこの農地の保全についての要望が提出されまして、今回この町単の補助金としまして予算の要望をお願いするところです。

以上です。

〇建設課長(三好浩之君)

15ページ、災害復旧費の公共土木災害復旧工事の中で、東部緩衝緑地については東洋空機の敷地ではないかという御質疑であったかと思いますけども、当該箇所につきましては、東部緩衝緑地組合で維持管理を行っておりまして、底地につきましては上峰町の所有地となっております。

東洋空機からのり面までの間に管理用の道路がございまして、その道路が境界となっておるところです。

以上です。

〇2番(吉田 豊君)

重ねて産業課長にお尋ねしますが、30年まで前の団体が事業計画の承認を受けとるから新たな団体としては認めんということは、私はちょっと納得できんとですね。というのはですよ、不正団体で補助金返還請求をかけた団体だったら補助金交付団体として認めないというふうな、撤回処分か何かば出せば、新たな組織として立ち上げられた団体として認めて補助金団体として私はすべきだと思うんですね。というのは、団体から町を経由して県も審査しとるわけでしょう。県の責任も同罪であるんじゃないですか。せめて県からぐらいは半額出せというぐらいの交渉は、町長、交渉してもらうべきと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

それと、最後の建設課長から今示された町有地になっておりますということですが、管理

用道路、あそこは管理として必要かどうかですね。必要でなければ、もう東洋空機にやった ほうがいいんじゃないですか、買ってもらったら。町が管理しておる何かメリットがあるん ですか。

以上、あと2つだけお願いします。

〇産業課長(日髙泰明君)

御質問の、県も審査しているのであれば県にも請求すべきというふうなところでお答えい たします。

協議としまして、国、県のところの審査というふうなところでも協議を行っていくところで、町が認定しているところというふうなところでの協議で、うちのほうに投げかけられる部分が多くあります。もちろん県の責任についても追及すべきところというふうなところでは思っておりますが、何分、事業のことしがもう9月に入っているところでの要望が出ているところでありまして、予算づけについては、補正予算についてお願いしているところで、今後、国、県についても、こっちからの主張はもちろんしていくところでありますし、町におきましても適切な対応をこれからとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

〇町長 (武廣勇平君)

ただいまの答弁に補足いたします。

今言われましたように、県もいろいろお立場がおありで、投げかけられているということではなく、私どもの責任においてしっかり徴収すべきだということで認識しております。

ですが、大変この10年間の対応は、やはり一部の施行の実績というものもありますので、この点は考慮に入れた上で、この案件と別に今後これから認定を受けられない間は、返還金も含めてですね、町から地区のほうに出していくことになります、補助金として。この点はやはりこの農地・水の不正受給、我々から言えば詐取団体、この大字堤農地・水協議会を名乗る団体によって起きた事案でありますので、先ほど適宜適切に判断したいと課長が申し上げましたように、法的対応も含めて現在検討をしているところでございます。

〇建設課長(三好浩之君)

ただいまの御質疑で、東洋空機のほうに売却してはどうかということでございましたけれども、必要であるかどうかというとこも含めてなんですけど、工場団地を造成する際につくられた緩衝緑地ではございまして、その工場団地をつくる際に、近隣付近の住民との環境保護を含めたところで、そういったもので設置されている緑地帯でございます。この基準に沿って設置されておりますので、維持管理に関しては町のほうにおりてきておりますけども、必要な施設と思っておりますので、売却は考えておりません。

以上です。

〇2番(吉田 豊君)

建設課の管理道路以下ののり面についてはわかりましたが、先ほどの農業費の補助金のことでもう一回質問というか、私の意見をちょっと申し上げさせていただきたいと思いますが、町長を初め職員さん方が優し過ぎるような気がするんですね。沖縄の知事の、この間亡くなられた、国を相手取っても裁判でも起こすよというふうな、それぐらいの気力も私はあってもいいんじゃないかというふうに思いますが、それについて町長いかがでしょうか。最後に1回だけ。

〇町長 (武廣勇平君)

そういう視点でいろんなことで県にも御意見を申し上げておりますし、文書のやりとりも しております。

ただし、余り主張をすると同時に、権利の主張をすると同時に責任も我々行政は抱えているわけでありますので、その責任の重みを感じながらですね、やはり適切な対応を適宜判断していくということが大切だと担当課とは打ち合わせてございます。

〇2番(吉田 豊君)

あと1点だけ、済みません。予備費のことなんですが、ページ15ですね。予備費の補正なんですが、4月に土地改良に12,196千円支払ったということなんですが、これはどういうふうな内容の支出かをちょっとお知らせいただきたいと思います。

〇産業課長(日髙泰明君)

予備費、土地改良への支払いですけれど、予備費といたしまして、協議が調わず、調って おりませんでしたところで予備費を使わせていただいたところの品目といたしましては、三 養基西部土地改良区の人件費補助というふうなところの支出になります。

以上です。

〇2番(吉田 豊君)

話が調わなかったとかなんとかて、その辺はちょっとようわかりませんが、本来ですよ、予備費というのは、きのうおとついの一般質問でも言いましたけども、災害とかなんとかの予期せぬ事態の起きたときに使用するのが予備費だと思うんですね。人件費の補助というのは、当然、三養基西部土地改良区から補助金交付申請が上がっとったと思うんですが、なぜ私がこれを言うのかというのは、歳出予算も含めて議会の承認をもらって、この金にこれだけ使いますよということを議会の承認をもろうて執行するのが執行部のはずなんですよね。予備費から流用されたこの12,196千円については、議会に全然議論の場も与えずに、ただ執行権者の権限でこれだけの高額な金を補助金として流すというのは私はいかがなもんだかなと思うんですが、いかがでしょうか。

〇町長 (武廣勇平君)

これにつきましては、お言葉ですが、3月議会の当初予算の予算査定、あるいは議会上程から議決に至る中でですね、予算調整ができずに、予算が当初予算の中に入っていないとい

う状況が起き、議員の皆様方にもお手間をかけまして時間をとらせていただき、土地改良理 事長ともお話をさせていただいて、その上でですね、当初予算の計上がなされてない以上、 補正か、緊急的な臨時の会議を開くか、あるいは予備費かの選択肢がありましたが、議員の 皆様方に御披瀝させていただいて予備費対応をしていくということで私は了解を得たつもり でございました。その上でこういう対応をさせていただいておりますので、予備費というと ころまで言及してなかったということで議員が御理解いただいてれば、ちょっと私はそうい う理解をしておりませんでしたので、申しわけなく思ってございます。

〇2番(吉田 豊君)

これはですね、当時、県営圃場整備事業の推進を当時担当として、亡くなられた前、原議員さんと一緒に部落説明会に回った一人なんですが、そのとき地元の農家から言われていたのが、新しく土地改良区をつくると、生涯その土地を持っている間、土地改良区の負担金として納めばいかんやっかというふうな意見が出たときにですね、こちら側の説明としては、いや、圃場整備の面工事が実質具体的な工事が終わったら、あとは産業課の中に吸収して産業課で償還金の支払いの通知とかなんとかできますんで、そがん長うは土地改良の負担金としては要求しませんというのを、恐らく私よりも年代、年の上の農家の先輩方に聞くと、そういう話を記憶されてる人がおるかもわかりません。

そういうことを受けてですね、ことしの4月やったですかね。三養基西部土地改良区の総代、私、今現在仰せつかってますが、いつまでも2人体制というのはちょっと余りよろしくないんじゃないかということで代表幹事に、適切な業務量と人員という形で一遍チェックをしてくださいということで代表幹事に申し上げております。その根拠は、なしかと言ったら、やっぱり上峰町の財政も厳しいからですね、人件費補助で2人も継続して何十年で払うのはおかしいよと。だから、適切な人員配置を求めるということを町が土地改良区に要請して、その上での補助金という形にしていかんとおかしゅうはなかですかということを総代会でも申し上げてますんでですね、その関連があったもんですからちょっとお尋ねをしたとこです。以上で私は質問を終わります。ありがとうございました。

〇町長(武廣勇平君)

ちょっと私の記憶をたどっておりましたが、議員の皆さん方から一任をいただいたような記憶があります。ですから、予備費対応か、臨時か、補正か、その辺がはっきり伝わってなかったのかもしれませんが、理事長との話の中で予備費対応ということに一旦なりました。その後、臨時議会を開いたがいいという議論が職員からも理事のほうからもありましたけども、一旦私自身は決めたことでですね、議会に御披瀝したものですから、そうした対応を曲げることはしないということでこういう対応になっていることで御了解いただければと思います。(「オーケーです」と呼ぶ者あり)

〇議長(寺崎太彦君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はありませんか。

〇8番(大川降城君)

それではですね、まず最初に、10ページをお願いいたします。

10ページの民生費の目の3. 老人福祉費でスプリンクラー設備整備費補助ということで2,600千円ほど上がってますが、この説明をお願いしたいと思います。

それと、次の民生費の中で19節. 負担金、補助の中でありますが、これは昨日、それからおとといの一般質問等々の中でお話を聞いた中では、新年度から学童保育を旧上峰園舎を利用して実施するということでありますが、きのうも定員数の問題がちょっと触れられておりましたけれども、予定としては、学校がある間は120人、そして、ことしの実績としては夏休みの希望者が132人いらっしゃったというふうなことでありますが、まず最初に、この旧園舎がですね、120人、130人のスペースに間に合うかどうか、まず、それをお聞きしたいと思います。

以上、まずこの2点、お願いしたいと思います。

〇健康福祉課長 (江島朋子君)

10ページのスプリンクラー設備整備事業補助金の2,625千円のお尋ねの内容でございます。 こちらにつきましては、地域密着型サービス事業所ということで、国からの地域介護・福 祉空間整備事業等施設整備交付金を補助で受けまして、その補助に対しまして事業所に対し て交付するものでございます。消防法の改正によりスプリンクラーを設置されるということ でございます。

以上です。

〇8番(大川隆城君)

じゃ、補助をする施設、よろしかったら教えていただきたいんですが。

〇健康福祉課長 (江島朋子君)

事業所名ということでございますが、デイサービス家族ということになってございます。 以上です。 (「じゃ次、学童保育関係をお願いします」と呼ぶ者あり)

〇住民課長(福島敬彦君)

皆さんおはようございます。大川議員の御質問でございます。

今度新たに求めます放課後児童クラブ、上峰幼稚園の跡地でございますが、現在、児童クラブが120名という定員がございます。それに耐え切るかという御質疑でございます。

一応、旧幼稚園の全体、表のRC部分がまず1つございます。RC部分に2教室、2クラブですね。裏のほうに木造で建設をされてる教室、園舎がございます。そちらのほうも1クラブ。1つのクラブを40人定員といたしまして、元遊戯室がございました。遊戯室の部分も教室に、今回、備品購入費等、国庫の補助をもらいまして、一応、備品購入もいたしまして

改修をいたします。だから、今現在、1人当たり大体1.65平米という面積が必要ということになっておりますが、十分に余裕を持って、児童さんたちが前みたいにぎゅうぎゅう詰めということにはならなくて、余裕を持って、定数が――もし子供さんたち、もっと預けたいというときには定数の見直し等もかけられる余裕を持った面積で計画をしているとこでございます。

以上でございます。

〇8番(大川隆城君)

スペース的には問題ないということをお聞きして安心いたしました。

じゃ、今度はスタッフ関係のことをちょっとお尋ねしたいと思いますが、今現在は小学校体育館の2階で支援員さん6名体制でお世話をしていただいてるということでありますが、今後、新年度から委託という形になったときに、この、支援員さん、スタッフさんの所属といいますか――は町に所属するものか、民間のところに所属するものか。その辺を何でお聞きしよるかというと、振り返って思い出してもらいたいと思いますが、北部保育園から委託になった。そのときに、今言う、その当時のスタッフの皆さんの関係で町から指導するという形で人件費が10,000千円出されております。私は、これはもうきちんとしたことで解決済みとはお聞きしますが、やはり受ける側がその費用を負担するとが当然じゃろうという思いがいつもしてますから、それはもう解決済みと言われても、いまだにおかしいんじゃないかという気がするもんですから、今回もスタッフ、人員の関係についてどういうふうか、お聞きをしたいと思います。

〇住民課長(福島敬彦君)

議員から御質疑でございます。指導員、また、支援員さんたちのスタッフの問題でございます。

今うちのほうで当然、計画をずっとすり合わせ、教育委員会等々もすり合わせをしております。スタッフにつきましては、委託先、もう議員おっしゃるとおり、委託先に全部、給与からなんから支払っていただくという形で、6名さんは絶対に受けていただくということでお願いをしているとこでございます。町からの派遣とか、そういった、要するにもうそういったところではございませんで、そこの社会福祉法人の職員として、そして、就労をしていただくということで計画をしているとこでございます。

スタッフの数につきましても、一応、今後決まった社会福祉法人さんとの、当然すり合わせも必要になってくると思いますが、例えば、施設管理者、または常時いていただく施設の職員というふうに、スタッフの充実もですね、こちらからとしては当然要望として上げていきたいというふうに考えているとこでございます。

一応、スタッフの件は以上でございます。(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

〇8番 (大川隆城君)

今の件はわかりました。とにかく、今までですね、学童保育については私もいろいろと意見を述べさせてもらいましたが、今後はそういうことがないように、そしてスムーズに、また、子供たちはもちろんですけれども、保護者の皆さんも、あそこにお願いしてよかったというふうに思ってもらえるようにやってほしいと思います。また、その辺については、必要な指導はですね、当然、今後もしていってもらいたいと思いますんで、よろしくお願いをしておきます。

次にですね、13ページの教育費の目の6.施設整備費で、今回、小学校のトイレ、また、 中学校のトイレ改修の設計委託料が上げられております。

ここでですね、要は、和式トイレを洋式トイレに改修するということであるので、それについては大変よろしいことだと思ってます。これを見たときにですね、以前私が小、中学校のトイレ改修の件で質問をしておった折に、ちょうど鳥栖市が市内の全小学校、中学校のトイレ改修に取り組まれた時期でしたね。そうすると、鳥栖市は、これまた先々のことも十分配慮した上で、性的マイノリティーの皆さんの関係もあるので、全部個室トイレにするということで、多分今、継続して改修をされていると思いますが、今回のこの設計をされる中で、その辺の配慮といいますか、どういうふうなことで改修をすることでの設計をされるおつもりか、お尋ねしたいと思います。

〇教育委員会事務局長(吉田 淳君)

皆さんおはようございます。今、大川議員のほうから、トイレ洋式化についての詳細なと ころの御質問をいただきました。

今回、私ども小、中学校洋式化考えておりますのは、まずもって和式の便所のスペースを そのまま生かして数を減らさずにですね、例えば、2つを1つにするとかではなく、そのま ま数を減らさないままの中で改修をしていきたいというふうに考えております。位置的には 同じ位置のところに和便器を洋便器にかえる。そして、昨日御案内いただきましたように、 温便座、洗浄器つき、そういう便器工事についても考えているところでございます。

御質問いただきました個室というところでございますが、当面、今の大便器の個室について洋式化というふうに考えているところでございます。後もって御案内の、例えば、男子の小便器についての改修はまだ今のところは置きまして、取り急ぎ大便器を洋式化するということで考えているところではございます。

以上です。

〇8番(大川隆城君)

私はこのマイノリティー関係は、もういつも何やかんやで言っておりますけれどもね。やはりこの前の一般質問の中でも言いましたように、これは統計的、数字的なこと、単純なる計算でしか今のところはですね、把握はできないわけなんですが、人口の8%はいらっしゃると。ですから、上峰のあれをしてみれば、700人以上はいらっしゃるよと、可能性ありで

すという数字が出てるわけですよね。そうすると、これはもう小、中学校の関係も前々から 言ってたように、全然いらっしゃらないちゃ言えんわけですよ。それは何でかちゅうと、今 それは、私はこうですと言えない状況にあるからなんですよ。ということは、理解が進んで ない。そして今度は、差別をされる、いじめの対象になる。そして、いじめがひどくなった ら、最終的には自殺ということもですね、もうどこそこでは起きてるんですよね。ですから、 自分から、もう私はこうですよと言いたいけども言えないちゅうのが現状なんです。ただし かし、何人かはちょっと把握できてませんからわかりません。しかし、おられるだろうとい うことはもう想定できるわけなんですね。そうすると、例えば、学校の関係でいったら、服 装のことも、これこれを認めていくようにしなさい、またはトイレのことだって、そういう ふうにいろんなことを気兼ねせんで使えるようにしなさいというのが文科省からも来ている はずですよね。ですから、今回それを改修して、また次の段階で改修をということじゃ、二 度手間といったらちょっと言い過ぎかもしれんけれども、それよりか、先々を見越したなら ですね、今回の改修だって、大体言うと、全部鳥栖に見習ってね、してもらったが一番べ ターだと思うけれども、それが無理としても、やはりその方たちに対しての対応するための こともちゃんと考えて対応をしてもらうべきじゃないかと思うわけですから今回お聞きをし てます。

この件については、今、事務局長から答弁いただきましたが、教育長はいかがでございま しょうか。

〇教育長 (野口敏雄君)

大川議員からの御質問でございました。

確かに性的マイノリティーを考えた場合に、個室化であるとか、そういった配慮は必要だということは私も認識しておりますが、学校教育上、実際上を考えてみますと、生徒指導上の問題でですね、学校施設の中で教員の目の届かないところが多くなるということも一方ではですね、ちょっと危惧するところもございます。ですから、いろんな性的な特性を持った方、子供たちへの配慮ということは当然しながらも、それは、昨日も答弁いたしましたように、性教育であるとか、あるいは人権教育の中で子供たち全体に配慮を持ったような人づくりをしていくということは当然必要でございますし、施設につきましても、一定の配慮はしながらも、もう一方での生徒を掌握するというようなところでの必要性もございますので、具体的には、そのバランスをうまくとった形での施設整備が必要かなというふうに思っております。

いずれにしましても、実際に指導をしている学校側とですね、随時協議をしながら、よりよい施設については検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

〇8番(大川隆城君)

先日もですね、教育長さんが一般質問の中でちょっと触れていただきましたが、来年度からは教科書についても道徳が正規授業して組み込まれていく中で、教科書にもその関係をきちんと上げて教育指導に当たるようになりますということをおっしゃってもらいました。じゃ、当然その中で、このマイノリティー関係も当然勉強していくだろうと思いますね。そしたらば、授業でこうですよという指導をしていただきながら、そのためにトイレだってこういうふうですよというようなことでですね、一緒にしてもらえればより理解が深まるんじゃなかろうかと思うわけです。

ですから、さっきも言いましたように、一遍に全部しなさいとは言いません、それが理想ですけれども。ただ、やるならやるでいいけれども、その部分的にでもしてもらえればなおいいんじゃなかろうかというか、必要じゃないかと思うわけですよ。今、公共施設関係も、例えば、駅のトイレなんかも、男子用、女子用、それで、その関係が使う用と、もう3つに整備がだんだん進んできてますよね。ですから、そういうことをやはり皆さんが本当に理解を深めてもらわんといかん。まず、そういうことで理解を深めてもらわんといかんけれども、やっぱしまずは学校の子供たちからそういうふうな意識改革といいますか、をするためにも、ここに、その現場にこういうのがあるのはこういうことからですよというふうに指導をしてもらうためにも、ぜひ、例えば今、37基、17基、54基されるということでありますが、このうちの幾つかでもですね、そういうことでしてるというふうにしていくことが必要だと私は思うわけですので、いま一度答弁をお願いしたいと思います。

〇教育長 (野口敏雄君)

中学校に昨年度から工事をしていただきましたが、多目的トイレが1基設置していただきました。相応のスペースが必要でですね、その分、通常の大便器、小便器のところが少し圧迫しているというところもございますが、やはり今後のことも考えまして、そして、実際に必要とする生徒が入学するということもありまして設置をしたところでございます。

先ほど議員御指摘いただきました施設も、こういったことでつくってるんだよということを子供たちにも教えながらということでございますが、当然そういったことは必要かなとも思いますけれども、中学の場合、そういう多目的トイレが1つありますので、それを用いてということはしていくんではないかと思っておりますが、小学校のほうにつきましては、当面、必要とする児童ということでは掌握しておりませんので、まだ多目的トイレの設置ということには至っておりませんけれども、便器等の必要数も、生徒数、児童数の絡みからこれだけは必要だというのがあるもんですから、なかなか今ある便器数を減らしてでもということにはまだ至ってないところもございます。

しかし、先ほど申しましたように、児童・生徒は年々変わってまいりますし、今後の予測 もございますので、小、中学校ともにそれぞれの学校側の実際上の課題といいますか、問題 等も掌握しながら、よりよい施設については検討していきたいというふうに思っております。

〇8番(大川降城君)

今から先はですね、やはり町内に町外からおいでていただく場面が結構多くなるんじゃなかろうかと思います。それに加えて、外国の方々もふえるんじゃなかろうかということは想像できます。そうしたときに、今度は、おいでていただいた外国の方々の子供さんたちが入学されるということも当然考えられると思います。そうすると、やはり日本以外のところはマイノリティー関係の対応というのはうんと進んでいる部分もあるもんですからね、やはりその辺ちゃんと、いつも私が使う言葉ですが、受け入れ体制といいますか、受け皿づくりはきちんとしておかんとできんじゃなかろうかという思いがします。

ですから、今いろいろ小学校にしろ中学校にしろ、いじめはあっておりませんという回答をいただいておりますが、それは本当に小さいところまで見ていけば、0じゃないんじゃなかろうか、やはりちょっとしたいろいろは今でもあっているんじゃなかろうかなという心配も片一方でするわけですよ。だから、そういうのが、さっき言ったようなことで始まりで、いじめに発展しというようなことにならんようにすることもやっぱし考えてもらいたい。ですから、今言う身体的なことでということになると、その対象に一番なりがちですからね。ですから、やはりその辺をないようにするためにも、そういうのをきちんと受け皿づくり的にも整備していく必要があるだろうと、もういつも思ってますもんですからお願いをした次第です。しかし、今回が、もしそういうことができんとするならば、やはり今言う来年度から道徳授業の中でとか、きちんとした指導をやってもらって、そういうことがないように取り組んでもらいたいし、そして、今言う、徐々にでもいいけれども、整備のほうもそういうふうに取り入れてやってもらいたいということを要望をしておきたいと思います。

以上です。

〇議長(寺崎太彦君)

答弁はよろしいですか。(「はい、いいです」と呼ぶ者あり) ほかに質疑はありませんか。

〇7番(吉富 隆君)

31号議案の説明欄のですね、11ページでございます。

款の6.農林水産業費、目の3.農業振興費、節の19ですね。ここに説明欄に、農地・水・保全管理資金補助金6,175千円補正がされているようでございます。そういった中で、農地・水といえば、国、県、町が補助をして成り立っている事業と思っておったところでございますが、予算書を見れば、これ、町単独なんですね、だと思います。

そこでお尋ねをしたいのがですね、今、農地・水というのは、国、県、町が補助を出して成り立っている、上峰町に16団体の組織があったと記憶しております。今現在ですね、この補助金というのは2本立てで来てるであろうというふうに解釈をしております。今、農地・水とは言わないそうで、多目的機能支払交付金というそうでございます。その中身について

は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金というふうに2つに分かれているそうでございます。

そういった中を勘案しますと、町単独で補助が上程されておりますが、内容的に、国、県 と、町が補助をしているのと関連があるのかどうか。まず1点お尋ねをいたします。

〇町長(武廣勇平君)

関連があるかというお尋ねですが、維持支払交付金と、この農地・水・保全管理資金補助金という表記になっているので、同一のものかというお尋ねであればですね、これまで本町が農地・水・保全管理資金補助金として地域に出していた形でですね、今後出していきたいということで上程をさせていただいているとこでございます。

〇7番(吉富 隆君)

今、町長が説明されたとおりだと僕も思いますが、何で関連があるかないかをお尋ねしたのはですね、この農地・水については大きな事件があっております、事実上。これは新聞でも報道された中でですね、それが一向に先に進んでいないというような同僚議員の一般質問の中では説明をいただいたところでございます。これと僕は関連するのではないのかなと思っております。なぜならば、その告発をされた、これは不正受給というようなことで説明をいただいておったんですが、その大きな事件が解決をしないまま地域に不正があったと。そこに重ねて町単独で6,175千円を支給するというのはいかがなもんかなという疑問を僕は持っております。その辺についてですね、詳しく説明をいただければなと思っております。

〇町長 (武廣勇平君)

私も同様に思います。この団体、同じ協議会に支給するわけではありません。新たな協議会を、これまで大字堤地区は、各地区の会計や臨時割等、総会等の会計報告の際に報告なしで数人でですね、進めれたとこが不正の温床になったというふうに理解をしておりまして、各地区ごとに、あるいは地区の会計のときにですね、ちゃんと決算報告ができる環境づくりを、現在、区長さんにお願いをしているところでございます。その団体が立ち上がり次第ですね、任意団体ということになると思いますけども、団体に、この農地・水・保全管理資金補助金という形で出していきたいというふうに考えてございます。

〇7番(吉富 隆君)

町長言われるように、そのとおりじゃないと出せないだろうと僕も思いますが、当然、地 区に団体がふえるということなんですね、組織がふえるわけでしょう、地域的に出されるわ けでしょう。例えば、各集落ごとに団体の組織ができるんですか。今までは、大字堤地区と いう団体にこの補助金が流れていたと。しかし、事件があったもんですから、これは告発さ れてますんで、これが解決せんままにそのまま地区に流すことは僕はできないと判断をして います。ただ、今、町長が言われるように、各集落ごとに団体ができるよということであれ ば、できるんじゃないかなと思います。しかしながら、地区団体に、集落ごとであっても、 その地区団体に解決が済まないと僕は出せないだろうと判断をしてます。

ただ、大変申しわけないんですが、大字堤地区の方には大変申しわけないと思ってます。この6,000千円というお金は大変大きな金額になりますし、今この農地・水関連についてはですね、どこの町も一緒だろうと思いますが、上峰町にとっても大変貴重な財源になってるわけ、物すごい人気のある商品なんですね。それも、町がですね、負担金を出してるというようなことは意外と知られてない。町も出してるよと、本当という程度なんですよ。だから、その辺についてはもっとね、町としてはPRするべきだと思います。農業を守るためにですね、多目的機能という言葉が出てきますが、それを町も補助してますよというPRはしておく必要があると僕は思います。

そういった中でですね、大変大きな金でございますが、この事件後、不正をした地域、集落ごとに組織を立ち上げるにしても同じとこに出すわけですからね。今まで大字堤地区全体に6,175千円ですか、4千円か出てたと思うんですよ。私はこれが解決してから救済措置として町が面倒を見ろうということであれば大賛成です。しかし、今の状態では僕は理解できない、これは。そう思ってます。それはですね、もらう側は、吉富がいろいろ言うたけん、この補助金つかんやったばいて言う人もおられるでしょう。受け皿がどうなるという質問は同僚議員がしたんで、5つの名前が出たんですよね、4つじゃなかったですね。堤、屋形原、塚原やったですかね、船石、切通ですね。この団体が大字堤ということで団体をつくってあったと僕は記憶しております。それは上峰町で16団体あったということなんですよね。

そういうことから順を追って考えていくと、なかなか難しい、理解するのも難しい。あっちを立てればこっちが立たないということになりかねない。でも、町民の皆さんの税金ですからね、これは町単独でやるんですから。そこに難しさがあるんで、告発をされてる案件が済んだ後に空間ができた分を補助を町がしましょうということであれば僕は賛成です。やっぱりこの解決をしておかないとできない問題であろうと僕は思っておりますがですね、もう少し詳しく説明があればしていただければなと思います。

〇町長 (武廣勇平君)

もうおっしゃってることがよくわかりませんが、あちらを立てればこちらが立たないという話じゃないと思います。不正受給された地域という表現をされましたが、これは複数のですね、地域住民の方々の中の一部の方々が組織をされ、これまで私どもは不正に受給をされてきたという立場で対応をしているところです。

現在、大字堤地区の全ての、この農地・水の対象となる皆さん方の御署名と区長さんの御署名いただいて、返還請求をするような内容の要請文書をいただいているところですが、今言われましたように、いつまでこの問題が続くかわからない中ですよ、現在。そのまま、その地域の農地・水・環境の周辺整備をそのまま放置していくことは行政としてはできないと思っておりまして、この場でですね、こういう予算を上程させていただいているところでご

ざいます。

また、農地・水・保全管理資金補助金というのは、基本的には、先ほどちょっと私が極端な言い方をしたことで誤解を生んでるのかもしれませんけれども、各種地区団体同士の合同の申請はできるものであります。ですから、二度と不正が起きないように、地区の監視、あるいは第三者の目というものを入れるためにですね、地区ごとの会計報告、あるいは決算時期に合わせて報告を欠かさずするような環境をつくることが望ましいという趣旨で、各地区で組織、組成していただきたいという希望は持ちますが。例えば、小さな小部落であれば、その小さな地区と大きな地区とですね、合同でやるということも農地の環境に合わせてやるということであれば、それは理解できるものであると思います。ですから、そういう団体があればですね、地区での会計報告であったりチェックがしっかり効くような環境をつくっていただきたいというふうに思います。

また現在、この経過措置として、大字堤地区全体で行うという結論が地区のほうで決められた際にもですね、それは各地区ごとの報告等、また、住民の皆様方の御理解が得られるような環境を少なくとも整えていただくことが条件になりますけれども、そういう環境であれば、この補助金については交付できるものだというふうに思ってございます。

〇7番(吉富 隆君)

本当にこれは慎重にしていただかないと、またですね、いろいろな問題が発生する可能性だってあるわけですよ。まず、要望がなされたということでございますので、その要望にお応えするのは行政の仕事だろうというふうに理解は僕もしてますよ、確かに。しかしながらですね、その地区の人には申しわけないと思うんだけども、不正があった、告発をした。そうしますと、今度は新たに立ち上げれば、同僚議員も言われたように、新たに組織を立ち上げて、これは申請事業なんで、町に申請をする。町がまとめ役なんですよ、これね。申請事業と言うても、町がまとめて、例えば、今、町長言われるように、きちっとした形の書類は必要ですよという指導も町がせんばいかんとですよ、これ。

例えば、今回は別にしても、今までの農地・水については、組織的に16団体あったんだけども、国、県から補助金が町に入って、町の補助金と合わせて16団体に交付をする流れ。その中で、各集落ごとが多いわけね。そこに、会計士さん等々、役員さんがおられる。個人には出せないんで、その団体に交付がされているわけですから。きちっとした形を今後、大字堤地区の中で個別に立ち上げるのか、後、違う組織を立ち上げられて、そこに交付をするのか、それはきちっとしていただかないとできないだろうと。そして、申請事業ですから、町に要望じゃなくて、こういうことで立ち上げますんでということで書類等々も出てくるだろうと、それが順番であろうと私は考えます。今されるのも大変地域の方は喜ばしいことであるにしても、これ、皆さんの税金を町単独で出すんですから、単純に言えば、悪いことしたときにまたかぶせて町の税金を使っているように言われる方も出てこないとも限らないんで、

慎重にしていただきたい。これね、受け皿がきちっとしているように思うんだけども、もしこういう金、取らんよと言いんさっ人がおったぎどがんすっですか。そいけん、そこら辺についてもやっぱり慎重にしていただきたいと。何人の方が要望をされてるのかわかりませんが、要望に応えることは大変喜ばしいことなんだけども、町民の税金を今度ね。例えば、もう極端な話すっとまた言葉には注意せにやいかないけれども、不正があった大字堤地区ですね、これ、刑事告発して初めてわかったわけですよね。それにも交付金が入っています、弁護士等々をつけてやっておられますからですね。それはそれと議会が了解してるんで、執行長は執行することができるんで、それはそれでいいと思うんで、やっぱりその中身がきちっと見えないところでまたこういった申請事業をやるということに私は疑問を持ってるわけ。(発言する者あり)それで、なかなか難しいけれども、私はその内容をきちっとした形が把握ができない限り容認はできないという考え方持ってるんで、ちょっと時間がかかりますけれども、執行部との協議をさせていただければなと。

〇町長 (武廣勇平君)

ただいま吉富議員が、以前の議会でも申し上げられましたけれども、この大字堤地区のですね、告訴についても、あるいは今回、地元からの要望で農地・水の環境が大変荒れているんで、何とかしてほしいということでの補助金要請もですね、反対だということは明確になりましたけれども、私はそのような立場はとりません。今回は住民の皆さんが、もとから権利としてですね、この農地・水の予算は活用でき、例えば、おうちの周りの農地の維持管理等にも使いたいという要望が、本当は本来、その協議会に伝わって協議がなされて、その中でみんなのコンセンサスができてですね、執行されるべき予算が一部の人たちだけで決められたと、オープンでないという環境が問題だったので、オープンにする環境さえできれば、どのような形であれですね、望ましいのは、各地区ごとという単位で組織していただくのが望ましいですが、私はそういう組織が立ち上がればですね、これはしっかりと対応していくべき問題だというふうに考えておりますが、議員と御意見が違うことはよくわかりました。

〇7番(吉富 隆君)

あのですね、確かに町長言われるようなことも理解はするんですよ。今、要望ということよりも、僕はそういった組織団体を立ち上げましたよ、こうこうこうで立ち上げたということがですね、申請事業で町にあってしかるべきだと僕は思ってます。その上に要望という形になるだろうと思います。それを精査するのが町、所管担当は産業課なんですね。きちっとした要綱等々はあります。必ずこういった補助事業には要綱がついています。要するに、僕は縛りがあるよという言葉を使いますが、これも2本立てなんですね。国、県、町がしているのは。これは町単ですから、これにこだわることは要らんわけですよね。1本立てでとんと出すこともできる。ただ、6,175千円というのがどっから数字出てきたかというとですね、今まで県、国、町が補助を流していた金額なんですよ。だから最初に、僕はこの関係と町単

独で交付金というか、補助事業に関連があるのかないのかということでお尋ねを町長したと。金額が一緒なんですね。だから、その地域に受け皿はあるんだよねというのがこの裏づけなんですよ、そうでしょう。僕はですね、ほんに申しわけないけども、不正があった、地区に。それを解決してから、さかのぼってでもこれは町長がやりますよということであれば、それはいいじゃないですかと、僕はこう考えています。今出すべきものではないと思います。いろいろとこの問題も一般質問で出ておりましたんでね、書類も警察に届いたというふうなことも聞いておりますので、早目に結果が出るのではないかなという期待をしておりますが、この補正の6,175千円については、今出すべきではないと僕は思っています。町長が言われるように、各集落ごとの団体をつくったほうがベターだという考え方も、私もそう思いますが、大字堤地区と、やっぱりこういった不正があったんで、各集落ごとに組織を立ち上げて町に申請をすれば、同僚議員も言うように、申請をすればできるんじゃないですかという話なんですよ。これは県、国関係ないから。そうしますと、今までの農地・水関連に大きく影響が出てきます。でしょう。例えば、28年度から議論がされているようでございます。29年、30年度もないわけですよね。地区は大困りでしょう。(「議長、質疑を端的に言ってください。注意してください」と呼ぶ者あり)

だから、これは結論的にやっぱりこれ容認できないと、今の時点では、そう思ってます。 今この補助金をここで議決することは、僕は一人でも反対なんです、容認できないという立 場であります。ただ、よくよく申請事業ですから、こういう申請事業出てますよ、地区から、 こういう団体ができましたよということの説明があればまた考え方は変わるでしょう。今の ところそういうことがないようでございますので、私はこの容認はできないということで判 断をしたところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

〇町長 (武廣勇平君)

さっぱりわかりません。私はそう思いません。まずわからないのは、給食費の無償化のときも同じ議論でした。今やるべきでない、そういうふうに連呼されます、よくわかりません。私は農地がこう荒れててね、地域の住民の皆さんの大多数の良識のある人に交付される、支給されるべき補助金が届いてないのに、それに応えようとする行為が今行うべきでないというのがわかりません。

また、もう一つわからないのは、補助団体というものが、この農地・水・保全管理資金補助金という形で、これまでの農地・水と同じような形で支給されるということであれば、そこに団体が先になければいけないと。それは国、県が認定する団体でなければいけないという考え方がわかりません。町単独事業で行います。それは、国、県が、今、補助金返還を要求している段階ですから、交付できないというのは明らかです。ですから、地方自治体として行政が、住民の、良識ある住民の皆様方のお声に沿って単独事業をつけて、それを交付しようとするときに、国、県が認める団体が地域になければいけないというのがさっぱりわか

りません。もう意見が全然違います。

〇7番(吉富 隆君)

町長のお考えと私の考えのギャップが大きいようでございますが、私はこれ、関連があると思って認識をしておりますので、町単で出すから関係ないよという話も成り立ちます。 じゃ、どこに出すのといったときに、大字堤地区なの、各集落ごとなのとお尋ねしているんですよ。これ、あくまでも町長が単独で出しますよということはできないと思います。やっぱり各集落の方々がどうしても必要だよということなんだと思いますよ。

今、国、県がやっているのは、こうしてきちっとした資料があります。じゃ、町にこのお金を使う仕事の内容についてのガイドラインもあるだろうと思います。こういった国、県がやってるのは、こういったガイドラインがあります。こういう事業にしか使えないよというものが、県、国、町が今までやってきたことにはあります。町単独といえども、そういうガイドラインがあって初めて予算要求というのはできるはずなんで、その辺はどうなっているのか。これ、説明は私が言わんでもされると思ってたんですが、ないんでね、その辺があればお知らせをいただきたい。

〇町長 (武廣勇平君)

〇7番(吉富 隆君)

もうそこんにきに町長のお考えと私の考えのギャップが大きいということなんですよ。 やっぱり町の公金を各地区に補助というか交付金というか、そういった形で流すということ は、何のために流すか。こういう事業をしますよ、いや、こういう事業には使えませんよと いうのがガイドラインとしてあって初めて予算要求ができるものだと僕は解釈してますので、 そこら辺が町長との考え方の違いがあるわけ。そう僕は解釈してますんで、やっぱり国、県、 町が補助をなしていた問題についてもきちっとした要綱があります、ガイドラインがありま す。こういう事業しかこの金は使えませんよということがあるわけですから、町単独といえ ども、こういったガイドラインがあって予算要求がされるもんだと私は考えております。私 が間違っているかもわからん、これは。

〇町長 (武廣勇平君)

あのね、そういう事務的な話に今度はすりかえてですね。あなたが反対する理由は、この 団体は、国、県がこの問題を解決するまで出すべきじゃないとおっしゃったじゃないですか。 この資料についてはですね、私も不勉強ですから事務方用意していると思います。ただ、交 付をする段階においては、そうした補助金交付要綱等に基づくべきだというふうに思います。 -----〔発 言 取 り 消 し〕----

私自身は交付要綱をしっかり定めて、補助が交付される段階においては、 ちゃんと説明が公明正大にできる環境を整えてこの補助金については交付していきたい。そ の際は、地域の皆さん方がどのような形で今後執行し、監視とチェックがしっかり効く形で 補助金を流していける環境が整えられるかというところが大事ですので、これは時間を要し ますから、ですから、現在、地区の皆様方が御協議、きょうは傍聴にも来ておられるものと 思います。

〇7番(吉富 隆君)

時間を要すると言われるならばですよ、その時点で補正をすることだってできるわけですね。そいけん、政治判断でされたということでありますが、地域の方はですね、本当にお金が欲しいでしょうね、恐らく。今年度もない、29年度もなかった、28年度は返還という形になってますんで、それを出すには、やはりきちっとしたガイドラインがあって、そして、予算要求をする。ガイドラインがなくても町長の政治判断でできると、こういうことでございますが、それは議員さんの皆さんの一人一人のお考えだと思います。(「あのね……」と呼ぶ者あり)僕はできないと思ってますんで、町長のお考えと僕の考えのギャップがあるねと思います。公金を使うんですからね、やっぱりきちっとした形をとってほしい。

財政課長、ちょっとお尋ねなんですが、こういったガイドラインがなくても予算要求とい うのはできるんでしょうか。

〇町長 (武廣勇平君)

ちょっとその前に誤解がある。ガイドラインがないという前提になってます。補助金交付要綱を案としても設けてないという状況を前提とされてますが、それを政治的に判断してね、私はこの補助金を予算づけしたという認識は間違いですから、訂正ください。政治的に判断したというのは、どのタイミングかということを政治的に判断したということです。地区の区長さんたちに寄っていただいて、早くこの実現をしてほしいと、農地荒れ放題だという状況を聞かされました、聞きました。できれば、本当は6月議会の段階で予算づけを行ってほしいというお話でしたが、9月議会にどうしてもならざるを得ないタイミングでした。ですから、9月議会に上程させていただきますと。そのタイミングでですね、地区の区長の皆様方には、地区での組成、団体の組成、任意団体で結構ですけども、団体の組成についてお願いをしたいということを言ったところでございます。

だから、タイミングについて政治的に判断したわけで、補助金交付要綱なくしてですね、 この予算づけをしたかのような捉え方をされているので、その点はちょっと誤解がございま すので。ガイドラインがない場合、補助金要綱がない場合、予算づけできるのかについては 財政課長が答弁いたします。

〇財政課長 (坂井忠明君)

先ほどの吉富議員からの御質問でございますが、基本的に予算要求の段階で積算をしてる と思いますので、何らかの基準によって、その単価とかですね、そういうものは当然あって、 それは何らかの基準というのを参考にされて通常つくられるんじゃないかなと思います。こ れまでの農地・水の補助金の、県のほう、国のほうの要綱であったりですね、そちらのほう でまず積算をされるので、何かがないとこの予算自体が要求が出てきませんので、それはあ ると思います。

ただ、きちっとした要綱というのは、その要綱の案程度はあるかなと思いますが、正式に 交付する段階では、補助金の交付要綱というのは必ずあってしかるべきというふうに考えま す。

以上です。

〇7番(吉富 隆君)

今、財政課長からの説明ではですね、そういう団体があるときは必ずそういった要綱が要りますよということなんでしょう、違うんですか。(発言する者あり)ちょっと町長待ってください。ちょっと聞き取れない部分もあったんで、大変申しわけないが、私たちは、議会はチェック機関である以上、納得のいくまでは質問をさせていただくということでございますので、納得いくまでこれは質問をさせていただきますが、政治判断というのはぎりぎりのとこでやったよという話でございますね、そういうことでしょう。地域の方と区長さんたち、地域の方と協議をして政治判断という形をとられたと……(「違います」と呼ぶ者あり)違うんですか。

〇町長 (武廣勇平君)

タイミングを政治的に判断したということです。予算要求の段階を過ぎていた6月の段階では、そこに盛り込むことは不可能だということで区長さんにもお伝えしました、6月議会は難しいと。それについての不満もありました、正直申し上げて、応接室に来られてですね。9月議会の段階では、お約束できますと、上程を、そういう話をさせていただきました。これを政治的な判断だと私は申し上げたところでございます。

〇7番(吉富 隆君)

理由は、政治的な判断については理解をしました、タイミングですね。いつまでも要望に 長引かせるわけにはいかない。議会というのはですね、3、6、9、12月としかございませ んので、非常にその政治判断というのはですね、執行長じゃないとできない問題であって、 私はこの問題はですね、本当に慎重にやっていただかないとできない問題だと思っておりま す。刑事告訴等々がなければね、何ら問題ないと思うんですよ。これ、地域の方は恐らく2 つに割れるだろうと。(「2つになんか割れてないですよ」と呼ぶ者あり)これはあくまでも憶測ですけど。地域の方、農業団体の方はもらったほうが当たり前のことですよ。ところがですね、この6,175千円というのは、今了解したら来年も出てきます、必ずさかのぼって。28年の問題でしょうから、29年、30年と、これは30年だけじゃないと思います。30年で予算ですから、30年の補正と、こう理解するぎ、29年度、28年度と、これ、さかのぼってできるんですよね、地域の方は。そういったことも考えた上で僕は発言をしてるんですよ。これ、30年度の予算ですから、ことしの事業をされるための予算だと、こう解釈してるんですが、間違いないでしょうか。

〇町長 (武廣勇平君)

30年度予算でございます。30年度に執行する額を地区の皆様からいただいて要望書をいた だいておりますが、枠としてはこの上程予算を予算枠として計上させていただいております。 シンプルな話です。

〇7番(吉富 隆君)

30年度ということでございますので、29年、28年度については、まだ要望等々考え方は地域の方持っておられないと判断しているところでございます。

そういう中にしてもですね、本当にこれがもし、議員の皆さんの判断で議決になったとしても、これ、問題が起きないといいんですがねと心配を僕はしてます。地域の方もらったらですね、それは喜ばれるだろうなと思いますよ。しかし、その空間、28は返還ですからね、当然、地域の方は返還せんばいかん、町が立てかえてますんで。29年度もせんばいかん。これは補助がないから、返還はないんですよね。そういう不正があったからこそ、こういう問題が起きているわけですから。私は基本的には、その不正があった、刑事告発をされているのが、やっぱりきちっとしたけじめをついて、さかのぼってでもですね、上程をしていただければ僕は大賛成なんですね。そこまでやっぱり我慢をしてもらうことも必要かなと僕は思っています。

これはですね、いつまでやっても町長と議論のギャップが大きいんで、私はこのままでは 容認できないということをね、明言をいたしまして、私の質問を終わります。

〇議長(寺崎太彦君)

ほかに質疑はありませんか。

○8番(大川隆城君)

再度ちょっとお尋ねをしてまいりますが、これは教育のですね、施設整備に関係する話になるわけですが、以前から、小学校、中学校周辺のですね、施設整備について間に合ってないところを早くしてくださいというのは保護者からの要望を受けてお伝えをしてきておった経緯がありました。

具体的に言いますと、中学校では排水不良の問題、それから、小学校で言いますと、北側

からの通学路ののり面の関係をお願いをしてきておった経緯がありました。それと、例の小 学校の北校舎のエアコンのふぐあいの関係ですね、それぞれお願いしてきておりました。こ としの当初予算が通った後ぐらいから、そのことはもう毎回伝えてきておったわけでありま すが、私としては、その関係については、予算的なもんがないから6月の補正で要求をされ て、その予算が確保できたらされるというふうな思いでおりました。ただ、それもなかって、 今最終的には、さっき言った3つはそれぞれに取り組んで整備をしてもらってるわけですが、 今言う中学校の排水不良の問題とか、小学校の通学路沿いののり面関係については、その当 初予算内で組んでた予算から充てて整備をしていただいたと。今度は、小学校北校舎の除湿 器については、先ほどもありましたように、予備費から充当して対応していただいたという ことでありまして、対応して整備してもらったことについては大変ありがたく思うわけです が、じゃ、こういう措置ができたとするならば、何で早くできんかったかということですよ。 私がずっと言って、もう本当失礼な話だけど、現場にまでも案内して、こうですよというこ ともさせてもらってました。そうしながら、ず、ず、ずっと時間がたって、今回、議会が始 まる前に、こういうことで対応しましたということで聞かせていただいて、あ、よかったな と思いながら、じゃ、何でできんやったかいというのがですね、ちょっとここんにきに残っ てますけんが、よかったらその辺の説明ばお願いしたいと思います。

〇議長(寺崎太彦君)

済みません、大川議員、予算書のどこを。

〇8番(大川隆城君)

だから、これは教育関係の施設整備費に関連した話として今やってます、質問をしてます。 じゃ議長、具体的に、予算書の金額が云々かんぬんには上がってません。それは、今言う ように、従来の予算の中から充てて整備する、また、さっきも言いましたように、除湿器は 予備費を充当して整備をしていただいたということだから、金額は上がってませんよ。だか ら、取り組む時期が何で今になったかということをお聞きしてるわけです。よろしいですか。

〇町長 (武廣勇平君)

今の御質疑は、トイレの改修を取り組む時期がなぜこの時期になったのかと…… (「いや、 違いますよ」と呼ぶ者あり) どういう御質疑でしょうか。

〇8番(大川隆城君)

じゃ、もう一遍言います。

さっきも言いましたようにね、小学校、中学校の施設整備の関係で、以前からここがこういうふうだからよくしてほしいという要望が保護者の方から声が届いておりました。それをその都度、教育委員会には届けておりまして、具体的に言うと、私がかかわったのは、中学校のグラウンドの排水不良の問題、それから、小学校の北通学路ののり面の問題、それと、小学校北校舎のエアコンの不良で、もう温度が高くてだめだという話とかが伝わってきとっ

たもんですから、それをもう毎回、当初予算が終わった後ぐらいから教育委員会に届けていました。ですから、なるべく早く取り組んでくださいよという話をつないできました。だから、私はさっきも言いましたように、予算がないからされないものと思っていたら、今回、従来の予算の枠内から中学校の排水不良、小学校の通学路の関係も整備をしてもらうようになりました。そして、北校舎のエアコン不良については、今回、予備費からの充当で除湿器を設置ということでしてもらいましたが、それならば、こういうことができるならば、もっと早くできたんじゃないですかと。だから、もう常々ずっとお願いしてきたとが何で今まで延びたかということをお聞きしたかったわけです。特に小学校北校舎のエアコンの関係については、今々じゃなくて、もう3年も4年も前から保護者の皆さんから要望、これはPTAの皆さんからも含めて要望が上がっていたというふうに聞いておりました。ならば、こういう手だてができるならば、もっと早くでもできたんじゃないかというふうな思いもするもんですからね。今回の除湿器整備も、最終的なことじゃなくて応急的な処置なもんですからね、これから先またきちんとした整備をしていかんといけんことはもう言うまでもないことでありますが、こういうことでもできるなら何で早くできんかったろうかという疑問があるもんだからお尋ねしているわけです。

〇町長 (武廣勇平君)

後でですね、カウンターに来ていただいてですね、じっくり御説明をさせていただきます。 よろしくお願いします。

〇8番(大川隆城君)

せっかく教育長とやりとりしようかと思ったら町長からありましたが、じゃ、この件は後 でじっくり聞かせてもらいます。

じゃ、その関連でですけどね、これも皆さん御案内かと思いますが、ことしが本当にこんなに暑かったもんだから、全国の小、中学校がエアコン整備をやりなさいということを菅官房長官が発言されました。そうすると、どこでも一緒かと思うけど、そういう制度をやるとしたら、やはり補助制度に乗せて整備するというのが普通の姿だと思いますが、今、急を要して早くしなさいという声を上げてもらったことを受けて、整備をどこでも急がれているかなという感じがします。じゃ、そうした場合に、その事業費の補塡を後追いででも補助が来るかどうかというふうなところが多分その示しがあってるだろうというふうな感じがしますが、その辺がどういうふうか、ちょっとお聞きしたいと同時に、もしそれが今示されてないとするならば、やはり地方からですね、声を上げて、こういうふうにやってますからということで中央に向かって声を上げていく必要もありゃせんかと思いますが、その辺、教育長いかがでしょうか。

〇議長(寺﨑太彦君)

済みません、先ほどと同様と、議案審議とは関係ないと思いますので。

〇8番(大川降城君)

何でですか、関係ありますですよ。関係ありますよ。施設整備の関連でのことを今お願い してるんだから。これは今から先のことも含めて、どういうふうにお考えかということも聞 いてるんですから。関連ありますよ。お願いします。

〇議長(寺崎太彦君)

今回上がってるのはですね、トイレだけですのでですね。その範囲内で聞いてください。

〇8番(大川隆城君)

あのですね、さっき町長から後で詳しくという話だったんですが、その整備されたとは予算的にはここに数字は上がってきてないでしょう。除湿器は予備費から充当します、1,000千円というのが先ほど報告があったからきちんと形で出ましたけども、予備費の中からしてますだけじゃ、幾らかかったどうかってわからんでしょう。だから、今の予備費から充当してちゅうこともお聞きした上で、その対応についてというふうな話を聞いてきたわけだけど、後でということだから、じゃ、わかったということで了解しました。そうすると、除湿器関係は今後のことも関連してあるわけですよ。ですから、その取り組み関係について、先ほど言いましたように、中央の官房長官が発言したことについての後のいろんな連絡なりあれがどういうふうにあったのかというのは私どもは知りませんから。だから、直接担当の教育長さんあたりに何か示しがあったのかどうかというふうなことも将来的なことを考えてお尋ねをしているわけですよ。

〇町長 (武廣勇平君)

関連ということで、ちょっと私もどこまでが答弁範囲なのか、ちょっとわからなくなっておりますけれども、(「議長、休憩」と呼ぶ者あり)この点はすごく大事なことだと思うんですね、今後の議案審議においてもどの範囲まで答弁するか。この点はちょっと後ほど答弁範囲については確認するとして、とりあえず御質疑でございますので、教育長の答弁を待ちたいと思います。(「はい、お願いします」と呼ぶ者あり)

〇教育長 (野口敏雄君)

それでは、この予算関係にかかわる除湿器に絡んでですね、少しお話をしたいと思いますが、当然、小学校の北校舎の空調につきましては、ここ数年調子が悪いということは聞いておりました。私、現場に3月までいたときに、中学校でありましたが、聞いておりました。特にことしの夏につきましては、もう御承知のとおり非常に酷暑で、子供たちの体調管理も非常に厳しいということがありましたので、緊急対応策として何か手がないものかということを教育委員会内部でも議論をしまして、本当であれば、気温が5度でも6度でも下げられるような空調を入れるというのが一番いいのかもしれませんけども、大もとの空調の設備がありますもんですから、それを生かしたままで緊急対応ということで除湿器の導入をお願いしたところでございます。財政当局のほうも、緊急対応ということを御理解いただきまして

ですね、導入ができて、今実際9月1日から稼働しないと、ことしの夏、秋の9月、10月も暑いもんですから、9月1日に間に合わせるということで何とか実現ができたところでございます。今もう実際に稼働しております。

また、本来的な、本質的な空調につきましては、鋭意また今後、そう遠くない時期に設置していかなくちゃいけないと思っておりますが、先ほど言われた菅官房長官、7月23日だったと思いますが、公表されましたけれども、実際のところ、まだ補助金制度についての具体は聞いておりません。どこの省庁が管理するかもまだ私は認識してないところでございまして、文科なのか環境省なのかわかりませんけれども、そういったことも情報収集しながらですね、今後は空調のことにつきましても検討はしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

〇8番(大川隆城君)

ことしが大変暑かって、それこそ子供たちの、熱中症になった子供さんが以前2名ですかね、中学生がそうだったと聞いておりましたら、このごろもまた熱中症ということでなられた生徒さんがいらっしゃったような話も聞きます。来年に向けては、なおまた温度が高くなるんじゃないかという予想が示されてますよね。そしたら、やっぱしことし以上に早く対応をしていかんといけんじゃないかという思いがしますから、本当にもう急を要することはすぐ対応してしていかんことには、まかり間違うて命のやりとりをせんといかんようになったら、もう一番これは大変なんです。ですから、そういうことがないために早く手だてをしてほしいということをお願いをして、終わりたいと思います。よろしくお願いしておきます。

〇議長(寺崎太彦君)

ほかに質疑はありませんか。

〇3番(田中静雄君)

3ページをお願いします。

3ページの国庫支出金の中で節の社会福祉費補助金ですね、これ、私の認識不足で申しわけないんですけど、今さらという感じがしますけども、これの説明の欄の地域介護・福祉空間整備等どうのこうのとありますけども、この空間というのはどういうことなのか、ちょっと理解に苦しみますので、ひとつお願いします。

それと、12ページ、土木費の河川総務費、この中の工事請負費でですね、準用河川浚渫工事というのはどこのことなのか、どこを指しているのかということを説明をお願いしたいと思います。

〇健康福祉課長 (江島朋子君)

3ページになります。

款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の5. 民生費国庫補助金、節の1. 社会福

祉費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の2,625千円となってございます。

歳出の3の1の3の19で、先ほども御説明をいたしましたスプリンクラーの設置補助ということで国からの補助を受けるものでございます。それに伴いまして歳出で補助を行うということになってございます。先ほどの内容と同様で、スプリンクラーの設置ということの補助になります。

以上でございます。(「答弁になっとらんやんね。空間の空間はないかということを聞き よっとやろうもん。もうちょっと質疑ばちゃんと聞いてから答弁せんと」と呼ぶ者あり)

〇3番(田中静雄君)

私は、空間というのが今さらという感じはしますけども、どういう意味なのか、ちょっと 説明をお願いしますと言いました。

〇健康福祉課長 (江島朋子君)

失礼しました。

空間の整備施設ということでございますが、先ほども申しました宅老所の、消防法の改正により空間の設備ということで、火災があったときの緊急対応ということで整備をするようになっておりますので、その補助になっております。空間設備といいますか、建物について緊急時の消火の設備の対応ということになっております。

以上でございます。

〇建設課長 (三好浩之君)

田中議員の御質問で、12ページ、款の8. 土木費、3の河川費、目1. 河川総務費の中の15. 工事請負費、準用河川浚渫工事の1,500千円ということでございますけども、場所に関しましては鳥越川となります。さきの7月の豪雨によりですね、河川、路床のほうにレキ質、岩等がかなり堆積しておりますので、そういったものの除却のための工事費となっております。

〇3番(田中静雄君)

この間から毎年大水が発生しますけども、これから上峰町内至るところで河川の氾濫があると思います。このしゅんせつ工事というのは順次進めていかなければいけないところだろうと思いますけども、これは優先順位とか、いろいろとこれが上がってきていると思いますが、優先順位でずっと決まっていくとか、そういうことは考えられておられるんですかね。

〇建設課長(三好浩之君)

町内の準用河川につきましては、町で管理している河川でございますけども、一応パトロール等をやってる中でですね、基本的には5年に1度ぐらいの定期的なしゅんせつを予算化してやっているような状況でございます。

今回も、そこの上の13節の委託料でございますけども、準用河川雑草伐採等業務委託ということで、こちらのほうにつきましては、大谷川のほうを今回やるということで予算計上さ

せていただいております。優先順位といいますか、定期的にやる必要が生じたときにやって いくというようなことで考えております。 (「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あ り)

〇議長 (寺崎太彦君)

ほかに質疑はありませんか。

〇6番(井上正宣君)

11ページに戻りますが、農業振興費の中で、農地・水・保全管理、これは一昨年までの名称なんですが、去年から多面的に変わっておりますが、これは同じ項目で上げますか、農地・水で上げますか。

〇町長 (武廣勇平君)

上げてございます。

〇6番(井上正宣君)

しかも、国庫支出金からじゃなくて一般財源で支出するようになってますが、これはほか の地区との関連も、同じ状況下になれば一般財源で支出をするということなんでしょうか。

〇町長(武廣勇平君)

仮定の話なのでお答えしかねますが、一般的にそうした不正が起きないように鋭意努力していきたいと思います。

〇議長(寺崎太彦君)

よろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり) ほかに。

〇9番(原田 希君)

10ページ、款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の1. 児童福祉総務費、節の13. 委託料、説明の中の子ども・子育て支援事業計画基礎調査委託料とあります。子ども・子育て支援事業計画につきましては、5 カ年計画で今策定をされてると思いますが、これを新しく策定されるもんなのか、それとは全く別の事業になるのか、その説明をお願いします。

〇住民課長(福島敬彦君)

原田議員の御質問でございます。

13の委託料の子ども・子育て支援事業計画基礎調査委託料ということでございます。

前回、平成27年の4月1日付で事業計画の発出をしております。それが5カ年計画ということになっておりまして、今度、内閣府のほうから第2期の、要するに事業計画を作成をしなさいということで来ております。第2次の子ども・子育て支援事業計画でございまして、前回の第2次、要するに継続事業という形の計画でございます。

以上でございます。

○9番(原田 希君)

調査の内容としては前回と同じようにアンケート等をとられていくのかというのと、計画 策定に当たってですね、子ども・子育て会議、開催されると思いますが、そこら辺のメン バー選定についてはまた新たにこれからやられるかどうか、そのあたりお願いします。

〇住民課長(福島敬彦君)

まず、子ども・子育て会議につきましてはですね、もう現在、今年度に入りまして立ち上げております。メンバーの選考につきましては、大体、前回のメンバーから、当然、保育等にかかわる方、または、そういった前回と同じ、大体メンバーの方たちの団体から選出をしてお願いしているところでございます。第1回目の会議は一応終わっておるところでございます。

それと、前後して申しわけございません。アンケート調査等はまた今度されるかという御 質疑でございました。

アンケート調査は、また実際やってまいります。当然、5カ年経過すればいろんな形で、 やはり人口の動態もございますし、保護者の考え方も変わってまいります。そういったこと もアンケートの内容を取り込まないと、なかなか第2次の計画策定というところには結びつ きませんので、一応アンケート調査も全部含めまして、前回どおり情報収集をしながらやっ ていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〇9番(原田 希君)

第2次の次の分ということで理解をいたしました。

済みません、引き続きなんですけど、その下の節の19. 負担金、補助及び交付金の中の説明の中の一般質問でもやりとりさせていただきましたが、放課後児童クラブの安全対策整備事業補助金についてなんですが、中の細かい部分についてはいいんですが、安全対策の部分でちょっと私が心配するのは、施設が新しく大きくなるちゅうのはもう非常にありがたいことなんですが、すぐ隣といえどですね、学校が終わって道路を渡って100人からの児童が渡っていくと。特に旧園舎の前は歩道もなく道路も狭いですから、そこら辺の安全対策についてしっかりやっていただきたい。その分もここには含まれているかどうか。また、なくてもそこは今後しっかりとですね、町でやるのか、事業者がやるのかというところも含めて安全対策をしっかりと講じていってもらいたいということを強く思いますので、その点で御回答お願いします。

〇住民課長(福島敬彦君)

原田議員の御質問でございます。

もう安全対策、これは我々も一番危惧をしているところでございます。おっしゃるとおり、ほんの隣とはいえ道路を一本挟みます、町道を挟むところでございますので、一応そこの学校から子供たちが出てまいります。園のほうへ行くというところは、一応私たちの今、児童

クラブの実施の計画としましては、当然、指導員さんにちゃんと、学校の先生から指導員へ ちゃんと申し送りというか、要するに引き継ぎをですね、子供さんたちの誘導の引き継ぎを していただくということをまずお願いをするということにしております。これは当然、学校 当局、または今度委託先の社会福祉法人さんの御協力を得ながら、その辺の安全対策はもう 万全にしていきたいというふうに考えます。

将来的にはですね、あそこには歩道が実際ございません。先ほど横断歩道の話をされました。横断歩道の件はですね、なかなか横断歩道のつけかえと、実際今1つ横断歩道がございます。すぱーく上峰のほう側に実際あります。そちらのほうの横断歩道を利用しても、また道路の側面を渡っていかなくてはいけませんので、将来的にはですね、やはり道路改良等に伴って歩道整備とかもできればというふうにお願いをしていければというふうに考えております。

横断歩道がつけかえができないかという検討も実はありました。しかし、現在ある横断歩道との間隔がすごくやはり狭いもんですから、こちらの幼稚園側のほうへつけかえというのは非常に難しいということで伺っておりますので、そういったことで、将来的には道路整備にあわせたところで拡張ができて歩道ができるということが一番望ましいかというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

〇9番 (原田 希君)

その点でもやっぱり住民課と教育委員会とのしっかりとした連携というのが必要になってきますので、何度も言ってますが、4月からの新しい場所での実施向けてはですね、しっかりと連携しながら進めていってもらいたいというお願いを再度いたしまして、質問を終わらせていただきます。

〇議長(寺崎太彦君)

お諮りいたします。議案審議の途中ではございますが、ここで休憩したいと思いますが、 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺崎太彦君)

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

〇議長(寺﨑太彦君)

再開いたします。

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま武廣町長から本日の会議における議案審議の答弁の一部につ

いて、発言を取り消しと会議録からの削除をしたいとの申し出がありました。発言の申し出 を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺崎太彦君)

異議なしと認めます。

〇町長 (武廣勇平君)

貴重なお時間をいただきまして感謝を申し上げます。

先ほど吉富議員とのやりとりの中で、農地・水・環境保全管理補助金についての議案審議がございました。私が発言した内容、確認もせずですね、補助金交付要綱がないまま支給をするかのごとくミスリードをしてしまうような発言を私自身が呼び水的に行ってしまいましたので、この点について担当課長に確認をさせていただきましたら、日本型直接支払制度、多面的機能支払交付金の国、県の補助金が入らない市町村単独事業のガイドラインに沿って補助金の交付要綱案を現在取りまとめているということでございますので、確認できましたので、当該箇所にかかわる部分について関連する全文をですね、削除させていただきたいと思います。ありがとうございました。

〇議長(寺崎太彦君)

武廣町長からの発言の取り消しと会議録からの削除を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺﨑太彦君)

異議なしと認めます。武廣町長からの発言の取り消しと会議録からの削除は許可すること に決定いたしました。

次に進みます。

議案審議を再開いたします。

議案第31号 平成30年度上峰町一般会計補正予算(第2号)。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺﨑太彦君)

ないようですので、議案第31号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第32号

〇議長(寺崎太彦君)

日程第3. 議案審議。

議案第32号 平成30年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺崎太彦君)

ないようですので、議案第32号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第33号

〇議長(寺﨑太彦君)

日程第4. 議案審議。

議案第33号 平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺崎太彦君)

ないようですので、議案第33号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第34号

〇議長(寺﨑太彦君)

日程第5. 議案審議。

議案第34号 平成30年度上峰町土地取得特別会計補正予算(第1号)。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺﨑太彦君)

ないようですので、議案第34号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第35号

〇議長(寺﨑太彦君)

日程第6. 議案審議。

議案第35号 平成30年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〇8番(大川隆城君)

この農集排関係でですね、具体的に今、金額が上がっている分じゃございませんが、いろいろと確認をさせてもらいたいことがございますもんですから、質問させてもらいたいと思います。

皆さん御案内のとおりに、今現在、町内あちこちに造成工事がされてますね。そういうときに、大体、町の下水道整備については農業集落排水事業で整備をされておりますけれども、今言いましたように、あちこち造成されている部分で近くに本管工事が通っている分についてはよろしゅうございましょうが、全然通ってない新たな地域といいますか、新たな地区に造成工事がされた場合なんかの下水道整備については、そこもまた町がするものか、開発された業者さんがするものかということになりますと、私は業者さんがされるものというふう

に認識をしておるわけですが、その辺の確認で、建設課長、教えていただきたいと思います。

〇建設課長(三好浩之君)

ただいま大川議員のほうからの御質疑で、新たに開発が入った場合に本管がない場合のお話かと思うんですけれども、基本的には分担金200千円というのを新規で加入をいただいた上で、設置工事に関しましては、原因者である開発者のほうで本管工事並びに公共ますの設置工事をやっていただくようにしております。

ただ、今までの例で言いますと、事業期間中、要は機能強化の事業とかにあわせて本管工事を入れたというような対策をとったところもあります。そういった中で、事業にない場合には、基本的には原因者のほうでの設置がということで今認識しているところでございます。

〇8番(大川隆城君)

そういう中でですね、今本当に町内箇所数全部はちょっとどこどこて把握しておりませんけれども、今されてる中で、今、井手口地区ですね、井手口地区に大変広い範囲で造成工事がなされておりますが、あの造成されてる土地に関しての、この下水道整備関係で、もう大分前だと思います。日にち等がちょっとはっきり覚えておりませんが、造成地区の関係する方がですね、町長のほうに下水道整備をしてほしいというようなことでの申し入れがなされたようにお聞きしますけれども、そのことについて、町長、どういうふうだったのか、お聞かせ願えればと思いますが、お願いいたします。

〇町長(武廣勇平君)

今言われましたが、民間のですね、事業所さんの要請であったと思います。きっかけは、 住宅の下水道の支管——枝管ですね——の引き込みを上峰町で行ってくれという要請だった というふうに記憶をしております。

住宅の下水道の引き込み工事は、今原則、本管整備はですね、100%終了をしておりますので、機能強化事業に該当するような、そういう本事業があるところは機能強化に伴う本管整備があるのかもしれませんけども、原因者負担ということで、住宅の下水道の引き込みやそういった開発行為の起きたときのですね、企業への引き込みについては、基本的に自己負担で行ってもらうことだというふうに思っています。

よって、特定のものだけにですね、負担を肩がわりすることなどあり得ない話だし、施工 しなければならない特段の理由も見つからない以上、できないというふうに回答をしており ます。

〇8番(大川隆城君)

多分そのとおりだと思いますけれども、流れてきた話を耳にした範囲では、幾人もの方が、 もう入れかわり立ちかわりえらく強くですね、町でしてほしいというふうなことで要望をさ れたようにも聞きますけれども、もしその辺のことでですね、どういうふうな状況だったか お聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

〇町長 (武廣勇平君)

それはここにおられる吉富議員も要望に来られましたし、事業者さんがまず来られたのは 先ほど申しましたけれども、吉富議員と大川前町長、前任者がやってこられました。彼は突 然、私が――先客がいたんですけれども、応接室に入ってこられて、正当な理由なく面会を 強要されました。2人とも、下水道本管が県道西側まで来ており、引き込みを町で負担する ようにとの趣旨でございました。事業者が以前に来ておりましたので、それはお断りしてい る旨をお伝えしましたけれども、東側までの引き込みに30,000千円約かかるということでで すね、要望をされたところでございます。その後、どうして私がですね、吉富議員さん、 (「はい」と呼ぶ者あり) ここにおられますけども、あと大川前町長が求めたことについて、 30,000千円もの工事を肩がわりすることになるのかというのが全くわからず、首長の経験者 としてのね、理屈を尋ねてみることにいたしました。あなたの指摘する事業だけが町が負担 することができるとする理由は何ですかというふうに根拠をお尋ねしました。すると彼は、 枝管の工事を本管工事とみなせば、あとは町長判断だけだという方法を述べ続けられまして、 続けざまに、議会がですね、了承するならよかろうもんだとか、ふるさと納税で多額の委託 料を随意契約しただろうだとか、関係ないことを立て続けに繰り返し述べるものですから、 私もですね、あきれて物が言えませんでしたし、だんだんやりとりにも飽きてまいりました ので、勇気を出して外にいる職員に聞こえるようにですね、しっかりと反論をいたしました。 枝管を本管と都合よくみなすということは正当な権利行使を装った違法な手段ではないかと いうことで私は考えますし、行政長の経験者が言うべきことじゃないというふうにそもそも 思います。そのときに言ったのが、そもそも議会が了解するならよいとするですね、そうい う考え方自体が間違いなのではないかというふうに思いました。法令がなくても議会が合意 すれば、その事業はどんどん進んでいけるっつうなら、そんなのもう法令無視じゃないかと いうことだし、だから財政難になったんじゃないのかということも感じたところでございま す。ですから、こういう先客がいたところに突然ですね、無理難題を言われるような話で あったので、私は大変遺憾に思いましてですね、警察を呼びますよということで出ていって いただいたところでございます。

そのときに、ちょっとここで申し上げたいんですが、非常にですね、問題発言が多かったと思います。ふるさと納税の委託料やらアンテナショップについて、あるいは私がさまざまな問題を起こしていることを自分は知っていると。それを議員の皆さん方に、6月議会、あるいは9月議会で質問をしてもらう、あるいは今回近く控える選挙でですね、自分が出馬を促すような用意をするということで、これに協力すればこうしたことは協力をしていくけれども、町づくりに協力するけれども、協力しなければね、議会を荒らすというような発言に私は捉えました。こういうことは脅迫じゃないかというふうに私は強く思いましてね、こんなことがまかり通っていいのかというふうに大変義憤に駆られたことを記憶しています。

また、議員さんがですね、直接自分の御子息が働いているけども、その該当箇所で、私は自分の子息のために来たのではなく、前町長の命を受けて来たということで言われてましたけれども、こういう不当要求をですね、この町の議会と町民の代表である方々が正当な理由なくこういうふうな意見を述べられることは大変恥ずかしいことだし、政治倫理上ですね、しっかりとただしていただきたいというふうに私は、議会これ全体に対して思っていますし、町においては、こういった要求がこれまでも数々やられてきたことと思います。ここでは言及しませんけれども、さまざまな事案があったことと思いますけれども、事業者からの要望は要望として受けとめますけれども、それはそれとして、脅迫、あるいはおどしともとれるような言い方でですね、こういう重要な話、30,000千円もの大金が、公金が動くような話をですね、展開される、こういう雰囲気を変えたいというふうに私は思っています。

よって、職員の倫理条例といいますか、規則か要綱かわかりませんけども、議員さんと接するときは、2人以上で、あるいはメモをとりながら、ちゃんと確認をとりながらですね、 意見をちゃんと集約して行政組織として把握するような、そういうルールづくりも必要なのではないかというふうに思ったところです。

その件だと思いますので、ここまでしゃべらせていただきましたけども、今後も私どもは 公正な行政がゆがめられるようなことがないように、真摯にこうした事案に向き合いながら ですね、取り組んでいくことをお約束申し上げたいと思います。

〇8番(大川隆城君)

本当に今ですね、お聞かせいただいて、もう本当にびっくりするような話でございますが、今、金額が示された、その30,000千円という金額、これは先ほどの議案審議の中ででもですね、何百万円単位でも町にとっては大金だというお話も出てました。それから言えば、さらなる大金であります。そういうのを本当に根拠なく出しなさい、それを出してやんなさいというふうな要求があったちゅうことは本当もうびっくりするばっかりでありますが、そういうことでのやりとりがあった後に、そのほかにも何かいろんな要求があったものかどうか、その辺はいかがでしょう。例えば、今、名前が出た方以外からもあちこちからというような形で要求があったものかどうか、その辺よければお願いしたいと思います。

〇町長 (武廣勇平君)

これはですね、本当に事業者さんも何度も来られましたし、住宅、あるいは開発業者も来られました。これはもう確認とってますので公表をしますけども、同和団体の幹部の方々が来られました。上峰町が事業者を困らせているから何とかしてほしいといった内容で来たということでした。たまたま私がその方をよく存じ上げておりましたので、正当な権利行使を装った違法な手段で社会的相当性を逸脱し、金品、あるいは工事計画の変更、不当な補償等を要求する行為は行政の公正な職務の遂行を妨げることが明白である不当要求行為だとしっかりと説明させていただきまして、むしろ上峰町こそ正当な権利行使を装った違法な手段、

不当要求行為を受けているのだという状況を理解していただきました。特定の者に対して特に有利な取り扱いを求める行為だと聞いていなかったということでおっしゃっていただきまして、後日こうして私が発言することに対してもお許しをいただいております。

ですから、びっくりするというのでなくですよ、こういう状況に議会があって、この議会 の政治倫理条例上しっかり今後二度とこういうことが起きないように、議会にもですね、不 当要求行為がないように求めたいというふうに思います。

〇8番(大川隆城君)

お話を聞けば聞くほど、それこそもう何回も言いますように、びっくりするような話ばかりでございますけれども、今、町長からですね、最後に強く申されたその関係、それについては、我が議会においても議会政治倫理条例も制定をされております。そういう意味合いからもですね、やはり言われるまでもなくきちんと対応するべきはしていかなくちゃならないと、今話を聞きながら思ったところであります。

そういう意味合いから、この議会が終わった後ででも、これまた議長が中心となって取りまとめをしていくことになるわけでございますから、その辺は議長にもぜひお願いをしてもらいたいというふうに思います。先ほど町長からの発言があったようなことが二度と議会に対して言われないようにといいますか、そういう発言をいただかないようにきちんとすべきだと思いますんで、そこは議長のほうにお願いをしたいと思っております。

〇議長(寺崎太彦君)

了解いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

〇7番(吉富 隆君)

今の案件でございますが、私の名前が出たんでですね、その歩みを説明をさせていただき たいというふうに思います。

確かに私は町長さんのとこに御相談に行きました。それは固有名詞は出しませんが、こういう企業が来るんで、町で整備できないだろうかという相談を受けたんで、町長さんいかがでしょうかということで僕は行きました、確かに。(「違うじゃないですか」と呼ぶ者あり)ところが、町長さんの判断は、町が誘致をしているわけではないのでできませんというお断りをされました。その後私は無理やりに、町長にああせろこうせろとか言った覚えはございませんし、また、大川前町長の話も出てますが、あの人から頼まれたわけでもございませんでした。(「議長、異議あり」と呼ぶ者あり)そして、2人一緒に行ったこともございません。僕は1人で来たですもんね、町長。(発言する者あり)そいけん、僕ははっきりとそれはつけ添えさせていただきたいと思ってますし、また、今、大川議員さんから言われるような、この文章化も出て、議長のところに大川さんが出されておりますので、早く表に出してくださいというお話も議長にはしております。そういったことをつけ添えさせていただ

きます。

〇町長 (武廣勇平君)

全く事実と違います。その点は私が重ねて申し上げる必要はないと思いますが、先ほど申しましたように、大川前任者から頼まれてきた、自分の息子から頼まれてきたわけではないというふうにはっきり申されておりますので、事実をね、ねじ曲げて伝えないでくださいよ。言ったことは、言葉は大事だと言ったじゃないですか。言ったことは残るんですから。私はそういうふうに記憶をしております。

〇7番(吉富 隆君)

私はですね、ある人から、固有名詞出しませんが、こういう相談があったよと、町で整備できないですかと確かに僕は申し上げました。町が企業誘致しているなら町で整備をしますと。町が企業誘致してないんでできないよという町長の判断されましたんで、その後僕は何も言ってませんよ。そういうことだけは御理解をいただきたいというふうに思います。

〇町長 (武廣勇平君)

これは吉富議員の発言とは言っておりませんし、先ほど申しましたように、大川氏とのやりとりの中で、この議会を取りまとめるから、これに協力すれば町づくりに協力するというようなニュアンスで、それに協力しなければ、6月議会でふるさと納税について委託料の問題を追及する。また、アンテナショップについて問題を追及する。そして、農地・水については、もう問題がなかけんが、あれは高島希典町長がやったことだから、問題がないからそのままにしろと、そういう話でしたよ。あなたが言ったことだとは申し上げておりません。

〇7番(吉富 隆君)

町長申しわけないんですが、誤解のないように僕が言ったことをつけ添えさせていただい たことを御理解をいただければと思ってそう申し上げたところでございますので、御理解を いただきたいと。

〇議長(寺崎太彦君)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺﨑太彦君)

ないようですので、議案第35号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第7に入る前に、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号は、それぞれ決算認定の件であります。5議案につきましては、一括審議としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺﨑太彦君)

異議なしと認めます。よって、5議案につきましては一括審議といたします。

日程第7~第11 議案第36号~議案第40号

〇議長(寺崎太彦君)

審議に入る前に、監査委員による平成29年度各種会計決算審査報告を求めます。

〇監査委員(吉田 豊君)

皆さんこんにちは。では、私のほうから、決算監査についての報告をしたいと思います。

平成29年度歳入歳出決算審査の概要

1. 決算審査の対象

- (1) 平成29年度上峰町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成29年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成29年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算

2. 審査の期日

平成30年7月26日から8月1日まで(実質5日間)

3. 審査の総括意見

- (1) 平成29年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、計数は正確で関係帳票、証拠書類も整備され、歳入歳出差引残高は、照合の結果正確であることを確認した。
- (2) 予算執行については、効率的執行に努力していることは認めるが、町条例及び規則の規定を充分にふまえ、さらに正確かつ適正な執行に努められたい。
- (3) 決算からみた本町財政状況を指数別に検討すると、本年度の財政力指数は、0.60で前年から0.01ポイント低下している。

経常収支比率の目安としては75%未満が望ましいとされており、比率が低いほど弾力性がありその余力は住民福祉向上のための建設事業などの経費に充当が可能となる。本町の場合、前年度98.1%、本年度89.2%であり8.9ポイント低下しているが、依然として厳しい状況が続いており、今後もこの点を充分認識してその改善に努力しなければならない。

実質公債費比率の早期健全化基準は、25%となっており、本町の場合は、前年度14.4%、本年度13.6%で0.8ポイント低下しており、一定の改善がなされている。今後も、公債費の割合は微減していく見込みであるが、これまで同様に行財政改革の取組みを継続していくことが必要である。

あとのページについては、お目通しをいただきたいとお願いしたいと思います。 以上で意見書を申し上げて終わります。

〇議長(寺﨑太彦君)

ただいま吉田豊監査委員より平成29年度各種会計決算審査の報告をしていただきました。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺﨑太彦君)

お諮りいたします。質疑の途中ではございますが、日程第7から日程第11までの各種決算認定につきまして、委員会条例第4条の規定により、10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺崎太彦君)

異議なしと認めます。よって、議案第36号から議案第40号までの各種決算認定については、 10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とする ことに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました決算特別委員会につきましては、委員長に 原田希君、副委員長に漆原悦子君を選任したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺﨑太彦君)

異議なしと認めます。よって、委員長に原田希君、副委員長に漆原悦子君が選任されました。皆様方の協力を重ねてお願い申し上げます。

ただいま委員長に選任されました原田希委員長は登壇していただき、御挨拶をお願いいた します。

〇決算特別委員長 (原田 希君)

皆さんこんにちは。ただいま議長より御紹介いただきました決算特別委員会委員長に御指名いただきました原田希でございます。昨年に引き続きまして委員長に御指名いただきました中で、今、監査委員のほうから御報告がありましたとおり、経常収支比率は89.2%、実質公債費比率は13.6%となっておりまして、まだまだ厳しい財政状況でございます。

議員の皆様方には慎重審議いただきまして、中身の濃い決算特別委員会にしたいというふうに思っておりますので、御協力よろしくお願い申し上げます。

なお、執行部の皆様方にも、ぜひとも答弁はスムーズにいただきますようお願い申し上げまして、私の就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

〇議長(寺崎太彦君)

ありがとうございました。

日程第12 議案第41号

〇議長(寺﨑太彦君)

日程第12. 議案審議。

議案第41号 動産の買い入れについて。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺崎太彦君)

ないようですので、議案第41号の質疑を終結いたします。

日程第13 議案第42号

〇議長(寺﨑太彦君)

日程第13. 議案審議。

議案第42号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〇7番(吉富 隆君)

これは任期に伴うことだと思います。そういった中で、固定資産評価委員さんの構成人員ですね、何人おられますでしょうか、お尋ねをします。

それと、これ、任期が何年なのか、お尋ねをします。

〇総務課長(髙島浩介君)

委員さんの構成につきましては3名でございます。

それと、任期につきましては3年間ということになっております。

以上です。

〇議長(寺崎太彦君)

よろしいですか。

〇7番(吉富 隆君)

今、3名の構成でされているということでございますが、これは役場の職員さんはここの中に入ってないですか。それから、職員以外、町の在中の人かどうか、お尋ねします。

〇総務課長(髙島浩介君)

役場の職員のほうは入っておりません。前回、6月にお出ししたときは、固定資産評価審 査委員じゃなくて評価委員ということで、そちらのほうは税務課長のほうを充て職というこ とでしておりました。

以上でございます。(「わかりました」と呼ぶ者あり)

〇議長(寺崎太彦君)

よろしいですか。 (「いいですよ」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺崎太彦君)

ないようですので、議案第42号の質疑を終結いたします。

日程第14 議案第43号

〇議長(寺﨑太彦君)

日程第14. 議案審議。

議案第43号 上峰町教育委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺崎太彦君)

ないようですので、議案第43号の質疑を終結いたします。

日程第15 議案第44号

〇議長(寺崎太彦君)

日程第15. 議案審議。

議案第44号 三養基西部土地開発公社定款の一部変更について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺崎太彦君)

ないようですので、議案第44号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合によって9月13日は休会としたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺崎太彦君)

異議なしと認めます。したがって、9月13日は休会とすることに決定いたしました。 お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺崎太彦君)

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。 これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 1 時33分 散会